

パブリックコメントの結果について

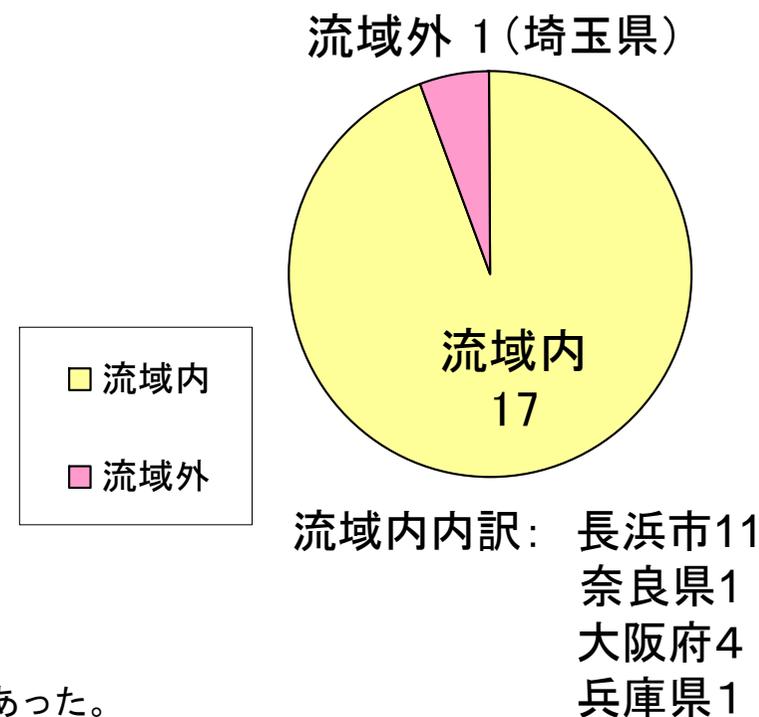
国土交通省 近畿地方整備局
独立行政法人 水資源機構

1. 意見募集の概要

- (1) 意見募集対象
 - 1) これまでに提示した目的別の対策案以外の具体的対策案の提案
 - 2) 目的別の対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見
- (2) 意見募集期間
平成25年4月3日（水）～平成25年5月2日（木）（30日間）
- (3) 提出方法
郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法

2. 意見募集結果の概要

- (1) 意見提出者：18名（個人17、団体等1）
- (2) 意見概要
 - 1) これまでに提示した目的別の対策案以外の具体的対策案の提案
 - ・具体的な対策案として流水の正常な機能の維持に関して1件のご提案があった。
 - 2) 目的別の対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見
 - ・各目的別の対策案の評価等についてご意見があった。



パブリックコメントに寄せられたご意見及び 検討主体の考え方

以下の資料は、パブリックコメントに寄せられたご意見に対する検討主体の考え方を示したものです。
なお、できるだけわかりやすくご説明する観点から、寄せられたご意見について、その論点を体系的に整理したうえで、論点ごとに検討主体の考え方を示しております。このため、ご意見を提出して頂いた方が指定した項目と、検討主体の考え方を示した項目が一致していない場合があります。
パブリックコメントで寄せられた全てのご意見については、参考資料－1を参照下さい。

◆寄せられたご意見と検討主体の考え方について（1 / 5）

分類番号	ご意見を踏まえた論点	検討主体の考え方
【検証について】		
1	<p>・河川整備計画策定時には長浜市合併前の1市6町の首長全員から、貯留型ダムを要望すると言う趣旨の意見が出された。ダム検証では全てが白紙の状態であるように思える。各首長から出された意見は、全く無視されているのか。</p> <p>・歴史的な経緯をしっかりと踏まえた上で決断をして貰わないと困る。地元の実態(山の荒廃や道路の通行止め、放置された水没予定地の状況等)、声をしっかりと聞いて今後の対応をお願いしたい。</p> <p>・丹生ダムをどうしたら出来るかということ、国が我々離村者以外の住民に、十分説明ができるように進めていってほしい。</p> <p>・ダム検証とはいうものの、焦点が地元には何一つない。早く地域に係わる話の場になってほしい。</p> <p>・当初の計画通りなら、既にダムは完成し立派な道が出来ているはずだが、放置された水没予定地の道はひどいありさまで、本当に危険な状況となっている。そういうことをしっかりと受け止めていただきたい。</p> <p>・実現性のない代替案の提示ではなく、1日も早い事業の再開を待ち望んでいる。</p> <p>・検証に時間がかかり、事業が進まないというのであれば、安全に通行できるような、道路の維持管理をやっていただきたい。</p> <p>・高時川下流の住民は、100年に1度の洪水がきたときの破堤を本当に心配している。1日も早い作業の推進を期待している。</p> <p>・ダムを造らないようにするため、このような代替案をだしているようにも見える。そろそろ結論を出して頂きたい。</p> <p>・関係府県が的確な判断ができるよう、早急に丹生ダムにおける総事業費、事業費の目的別アロケ、及び府県のアロケをお示しいただきたい。</p>	<p>・今回の丹生ダム建設事業の検証は、「検証要領細目」に基づき、予断を持たずに検討を行っています。</p> <p>・同細目に基づき、河川整備計画相当の目標と同程度の目標を達成することを基本として、「丹生ダムを含む対策案」と「丹生ダムを含まない対策案」を立案・評価し、対応方針(案)を決定することとしております。</p> <p>・立案した対策案の評価にあたっては、同細目に規定されているコスト、実現性、環境への影響等の評価軸で評価を行います。また、同細目において、「検証に係る検討にあたっては、(略)①「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める。(略)③学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴く。(略)」と規定されています。これに基づき検討を行っています。</p> <p>・なお、丹生ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えています。</p> <p>・総事業費については第3回幹事会の資料-2「総事業費の点検」にてお示ししています。また、目的別のダム費については、評価軸毎の評価においてお示しすることとしています。なお、現時点において府県別負担額については、決まっていないためお示しできません。</p>

◆寄せられたご意見と検討主体の考え方について（2 / 5）

分類番号	ご意見を踏まえた論点	検討主体の考え方
2	<p>【複数の治水対策案の立案及び概略評価について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高時川を含む滋賀県の湖北圏域河川整備計画はいまだ策定されておらず、国交省が独断で定めた治水目標流量を河川整備計画相当の目標流量として検証の前提とすることは間違っている。まずは、姉川において設定すべき治水安全度と、治水目標流量計算の科学的妥当性については徹底した議論を行うことが必要である。 ・高時川で致命的水害を避けるためには堤防の補強などの河道での対策を優先すべきであり、現在の計画は、A案、B案ともに採用すべきでない。 ・治水対策案Ⅰ-5がベスト。事業費が安く、対策案そのものが最もオーソドックスであり、比較的短期間に完成させることができる。 ・コストだけを重要視しているが、人命とどっちが重要なのか。高時川は天井川で、堤防を砂で盛り上げた程度では住民は納得できない。 ・河床掘削は確実な治水対策であるが、コストや土砂の処分、河川環境の激変による生物への影響を考えると、「環境調査」で確認しながら徐々に進めていくべき。 <ul style="list-style-type: none"> ・高時川・姉川の治水は「天井川状態の解消」となる河床掘削を中心とした対策でなければならない。掘削により「瀬切れ」も無くなり、「流水の正常な機能の維持」へも寄与する。（伏流水の表流水化） ・「天井川状態の解消」は、河川本来の自然の流れが蘇り、「瀬切れ」も無くなり、ビワマスやアユ等の遡上・産卵活動の拡大を保障し、その他多くの生物の生息を拡げる。 ・姉川高時川合流点付近にバイパス放水路を整備することで、高時川の氾濫を防止することは考えられないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の丹生ダム建設事業の検証は、「検証要領細目」に基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・同細目において、河川整備計画が策定されていない水系においては、河川整備計画に相当する整備内容の案を設定することとなり、丹生ダム建設事業の検証にあたっては、姉川・高時川の河川管理者である滋賀県において、検討主体と技術的な協議の上、河川整備計画相当の目標流量及び整備内容の案を設定しています。 ・同細目に基づき、河川整備計画相当の目標と同程度の目標を達成することを基本として、「丹生ダムを含む対策案」と「丹生ダムを含まない対策案」を立案・評価し、対応方針(案)を決定することとしています。 ・同細目において「治水対策案は、以下の1)～26)を参考にして、幅広い方策を組み合わせ検討する(略)4)放水路(略)5)河道の掘削(略)7)堤防のかさ上げ(略)」と規定されています。これに基づき、治水対策案についても検討を行っています。 ・同細目において「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略)1)安全度(略)2)コスト(略)3)実現性(略)7)環境への影響(略)」と規定されています。これに基づき、丹生ダム建設事業の検証においても、それぞれの評価軸で評価を行うこととしています。 ・なお、丹生ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたと考えています。 <ul style="list-style-type: none"> ・河床掘削については、「河道の掘削」を含んだ案として対策案Ⅰ-5、Ⅱ-2、Ⅲ-1、Ⅲ-2で検討を行っています。 ・バイパス放水路については、「放水路(田川利用)」を含んだ案として対策案Ⅱ-2で検討を行っています。

◆寄せられたご意見と検討主体の考え方について（3／5）

分類番号	ご意見を踏まえた論点	検討主体の考え方
【複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案及び概略評価について】		
3	<p>・高時川の特長として降雨降雪時は流量が多く、少し晴天が続けば河川流量の減少に伴い瀬切れが発生する。ダムに貯水して長く流量維持を放流する事が最善の策である。</p> <p>・維持流量が減少し、平成19年、20年、21年のような状態になれば秋期産卵(アユ、ビワマス)等における流量維持が出来ないと同時に、琵琶湖への年間流入量減少により琵琶湖の環境が悪化する。</p> <p>・晩秋から初冬に多くの流量があるより、琵琶湖に水温躍層が形成される頃により多くの河川流量があり安定した流量を維持することが琵琶湖の生態系に役立つ。</p> <p>・高時川はもともと瀬切れが多い河川であり、瀬切れによる水生生物への深刻な影響が(大濁水年は別にして)頻繁に起きているのか、科学的な検証が必要である。</p> <p>・海水淡水化や九頭竜川からの導水等、お金かけて審議していること自体がおかしい。</p> <p>・今回示された維持対策案は海水淡水化や地下水利用など、いずれも現実性が全くない。</p> <p>・琵琶湖から余呉湖への導水は、外来魚が増えて余呉湖の魚への影響や透明度が悪くなっている。環境面から、琵琶湖から水をダムへ導水することは非常に問題がある。</p> <p>・高時川にひどい瀬切れが起きる要因は、高時川頭首工における農業用水の取水であり、高時川頭首工の水利権の見直しをして取水量を減量させるべきである。</p> <p>・琵琶湖の水は高時川に流すのではなく、既存の農業用導水路を利用して、湖北土地改良区の農業用水路に流すことにより、高時川頭首工からの農水取水を減らし、高時川の自流水をそのまま中下流部に流すのが上策である。</p> <p>・高時川の瀬切れによるアユ、ビワマスの産卵障害が問題となるのは主として9月中旬から11月下旬で、この時期に既存の湖北土地改良区 配水ネットワークを利用することにすれば、少なくとも水量的には高時川の瀬切れ問題を大幅に改善することが可能となる。</p> <p>・高時川の維持管理も問題であり、下流の河道内樹木の繁茂が著しく、河道の流下を阻害し、土砂をさらに堆積させている。流水はますます河床にもぐることになる。高時川の瀬切れは、健全な流況を阻害する根本的な問題をまず解決するべきである。</p>	<p>・今回の丹生ダム建設事業の検証は、「検証要領細目」に基づき、予断を持たずに検討を行っています。</p> <p>・同細目において、河川整備計画が策定されていない水系においては、河川整備計画に相当する整備内容の案を設定することとなり、丹生ダム建設事業の検証にあたっては、姉川・高時川の河川管理者である滋賀県において、検討主体と技術的な協議の上、河川整備計画相当の目標流量(正常流量)を設定しています。</p> <p>・同細目に基づき、河川整備計画相当の目標と同程度の目標を達成することを基本として、「丹生ダムを含む対策案」と「丹生ダムを含まない対策案」を立案・評価し、対応方針(案)を決定することとしています。</p> <p>・同細目において、「流水の正常な機能の維持の観点から(略)検討にあたっては、必要に応じ、i)の利水代替案やii)の利水に関する評価軸の関係部分を参考とする。」「利水代替案については、以下の5)～17)で示すものを参考にして、河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせ検討する(略)8)水空間導水(略)9)地下水取水(略)11)海水淡水化(略)」と規定されており、これに基づき検討を行っています。</p> <p>・また、同細目において、「立案した利水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。(略)3)実現性(略)6)環境への影響(略)」と規定されています。これに基づき、丹生ダム建設事業の検証においても、それぞれの評価軸で評価を行うこととしています。</p> <p>・高時川頭首工からの取水については、水利権の申請時や水利権更新時において河川状況や水利利用状況を勘案し、許可の可否を判断しています。また、許可にあたっては関係河川使用者の同意を得ていることも確認しています。</p> <p>・既存の農業用導水路は、かんがい期において施設能力の満量を導水する計画となっています。</p> <p>・高時川の維持流量は、「動植物の保護・漁業」や「流水の清潔の保持」のため必要な流量を毎年確保する必要があること、またダムサイト地点への補給が必要であることから、新たに導水路を整備することにより必要な水量を確保する案を立案しています。</p> <p>・健全な流況の阻害については、河道内樹木の伐採や堆積土砂の撤去など河川や地域の特性に応じた河川維持管理が必要と考えます。</p>

◆寄せられたご意見と検討主体の考え方について（4 / 5）

分類番号	ご意見を踏まえた論点	検討主体の考え方
【複数の異常渇水時の緊急水の補給対策案の立案及び概略評価について】		
4	<ul style="list-style-type: none"> ・九頭竜川から持ってくるような案を検証する必要があるのか。敦賀から水を持ってくる検討のためにすごい時間を費やしていること自体、無駄ではないのか。 ・流水型ダムの場合、ダム湖底の土砂を多く含んだ濁水が一気に下流へ向かう。このことが高時川や琵琶湖の水質に致命的な影響を与えないだろうか。用水の供給以上のダメージを琵琶湖に与える恐れがきわめて大きい。 ・異常渇水対策の代替案の検討の前に、異常渇水対策の必要性があるかという根幹に係る問題を先行して検討すべき。 ・異常渇水対策は「既往第2位」で検討し、万一「既往第1位」相当の渇水に襲われた場合は、その時こそ琵琶湖開発で既に対策が取られている「補償対策水位」(BSL-2.0m)を適用するのが妥当である。 ・既往第二位渇水(S53~54)を前提とし、将来の水需要の減少を考慮すれば、異常渇水時の緊急水の補給は必要がない。 ・第2回幹事会に提出されました参考資料2の中の、試算①ケース5の試算結果(琵琶湖水位-1.45m)及び試算③ケース4の試算結果(琵琶湖水位-1.43m)は、対策の必要性のないことを率直に示している。 ・上工水及び農水の取水実績値をみると、丹生ダムの異常渇水対策容量は全く無用である。 ・近年の水需要の減少のため既往最大渇水が再来した場合でも利用低水位を下回らないという試算結果を整備局自らが示している。 ・これまでの事例から、節水の呼び掛け、取水制限及び瀬田川洗堰の操作により、琵琶湖水位-1.5mまで乗り切れている。 ・丹生ダムまたは琵琶湖に異常渇水対策容量4050万m3を貯留する必要性は皆無である。 ・異常渇水対策は、下流との調整で琵琶湖の水位をもっと下げられれば、丹生ダムで洪水調節するよりはるかに大きな治水効果が得られる。 ・河川整備計画に盛り込まれている鹿跳溪谷のバイパス工事により、琵琶湖の水位調節が改善でき、丹生ダムで考えられている水量を琵琶湖に貯めることはできる。 ・4,050万m3を事前放流するための所要時間を求めると約9.4時間であり、豪雨が予想される前日に事前放流するのに支障を来すとは考えられない。 ・琵琶湖で異常渇水時の緊急水の補給を確保することによる琵琶湖周辺の洪水被害を明確に説明すべき。 ・丹生ダムの集水面積は琵琶湖の約1/41であり、丹生ダムB案の(琵琶湖治水)洪水調節容量は琵琶湖洪水防止に役立たない。 ・近畿地方整備局が示す取水実績は、資料によって値が異なる。 ・下流(大川)の維持流量をカットして瀬田川洗堰放流量を4050万m3以上減らせれば、琵琶湖に対して異常渇水対策容量と同様の水位低下抑制効果が得られる。 ・大川への放流目的が都市河川水の水質維持であるとしたら非常時に減らすのが当然。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の丹生ダム建設事業の検証は、「検証要領細目」に基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・同細目において、「洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持以外の目的(略)」については、必要に応じ、本細目に示す趣旨を踏まえて、目的に応じた検討を行う。」「利水代替案については、以下の5)~17)で示すものを参考にして、河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせる(略)5)河道外貯留施設(貯水池)(略)6)ダム再開発(かさ上げ・掘削)(略)8)水系間導水(略)9)地下水取水(略)」と規定されています。これに基づき検討を行っています。 ・評価軸「環境への影響」の「水環境に対してどのような影響があるか」の評価にあたっては、各対策案について、現況と比べて水量や水質がどのように変化するか、想定される影響の程度に応じてできる限り明らかにすることとしています。 ・複数の異常渇水時の緊急水の補給対策案の立案については、同細目に基づき、河川整備計画の目標と同程度の目標を達成することを基本として、「丹生ダムを含む対策案」と「丹生ダムを含まない対策案」を立案しております。 ・なお、淀川水系河川整備計画策定時に関係府県知事から頂いた意見の主旨を踏まえ、異常渇水時の緊急水の補給のための容量を丹生ダムで確保することの効果等を、各府県からの要請を踏まえた複数のケースで試算し、第2回幹事会資料の「参考-1」と「参考-2」でお示ししています。 ・淀川水系河川整備計画にある鹿跳溪谷の河道掘削及びバイパストンネルでは、琵琶湖で確保した「異常渇水時における緊急水の補給のための容量」を洪水前に事前放流するためには、流下能力が不足しています。そこで丹生ダムB案では、事前放流に必要な更なる瀬田川改修も含めて検討を行っています。 ・丹生ダムB案の洪水調節容量(琵琶湖治水)における事前放流については、降雨予測に基づく放流量の制約、下流への急激な水位上昇を防ぐために、徐々に放流量を増やす操作が必要となります。4,050万m3を琵琶湖水位に換算すると約7cmに相当します。降雨時には、琵琶湖周辺に水害リスクを発生させないように、「瀬田川から事前放流することにより琵琶湖水位を5cm低下させること」及び「丹生ダムに2,000万m3の容量を確保し、琵琶湖へ流入する水量を調節することにより、琵琶湖水位を2cm低下させること」を前提としています。 ・H21取水実績の数字の違いは、実績月別最大取水量と実績月別平均取水量の違いによるものです。 ・河川維持流量は本来、河川環境の保全上必要な流量であり、異常渇水時に際して止むを得ず削減する場合であっても、削減は最小限とするべきものと考えています。

◆寄せられたご意見と検討主体の考え方について（5 / 5）

分類番号	ご意見を踏まえた論点	検討主体の考え方
【その他の意見】		
5	<ul style="list-style-type: none"> ・一日も早く丹生ダムを建設が出来るように、国としては引っ張って欲しい。 ・治水、利水、環境面から当初計画した治水ダムが最適である。 ・ダムは局地的な豪雨、台風による集中雨量に対応でき、かつ渇水期に河川の維持流量を担保出来る。 ・ダム建設に加え、河川敷、堤防の整備は必要である。 ・丹生ダムを造ろうとしたのは、国と県であると強く強調したい。 ・丹生ダム建設計画は計画そのものを白紙にすべきである。 ・丹生ダムで発電併設も考慮してはどうか。 ・新たな「丹生ダム」の具体的な計画が示されたが、これまでの「淀川水系流域委員会」の提言を無視した所業と言わざるを得ない。 ・治水は対策案 I -5「河道の掘削＋堤防のかさ上げ」、流水の正常な機能の維持では既存の「琵琶湖逆水施設」の利用、異常渇水対策は不要で事業費は1/10で済む。 ・滋賀県の流域治水の支援を進めるべきである。 ・この水系は下流部が天井川であり、堤防も脆弱である。堤内地には多く資産が集積しており、大洪水時の被害が大きい。上流ダムは、集水面積が小さく地質・気象的な問題もあり役に立たない。 <p>・現時点で、流水型ダムにしさえすればダムの堆砂容量を減らせると結論するのは時期尚早ではないか。</p> <p>・丹生ダム建設地は、「柳ヶ瀬断層」、「奥川並断層」及び「尾羽梨断層」に囲まれ、危険な立地条件であるため、ダム建設は避けなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の丹生ダム建設事業の検証は、「検証要領細目」に基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・同細目に基づき、河川整備計画相当の目標と同程度の目標を達成することを基本として、「丹生ダムを含む対策案」と「丹生ダムを含まない対策案」を立案・評価し、対応方針(案)を決定することとしております。 ・立案した対策案の評価にあたっては、同細目に規定されているコスト、実現性、環境への影響等の評価軸で評価を行います。 ・なお、丹生ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたかと考えています。 <p>・丹生ダムB案における堆砂容量については、第3回幹事会の資料-2「堆砂計画の検討」においてお示ししています。検討の結果、計画堆砂量は約70万m3となります。</p> <p>・ダム貯水池周辺については、これまでに活断層調査を行っており、奥川並断層と柳ヶ瀬断層は連続しておらず、奥川並断層の活動が柳ヶ瀬断層へ進展し大地震を起こす可能性はないことを確認しています。</p>